

昭和43年度

当 会 の 見 解 ・ 要 望 ・ 提 言

米価問題についての要望	(4 3. 7. 1 7)
明年度予算編成に望む	(4 3. 9. 4)
新しい時代への出発	(4 3. 1 0. 2 5 第26回大会決議)
佐藤改造内閣に望む	(4 3. 1 1. 3 0)
44年経済に対する見解	(4 4. 1. 8)
京阪神都市圏の整備開発	
— 特に都市交通対策についての提言 —	(4 4. 2. 1 9)
当面の教育問題についての提言	
— 大学問題を中心として —	(4 4. 3. 1)
企業経営におけるM I Sの推進に関する提言	(4 4. 3. 1 0)

米価問題についての要望

昭和 43 年 7 月 17 日

社団法人 関西経済同友会

米価問題はわが国が今日直面している物価問題、財政硬直化、農業近代化に関する重大な問題である。

かかる問題意識に立って当同友会は、本年度米価の決定並びに今後の食糧制度のあり方に関し、次の点を関係当局に要望する。

1. 本年度の米価決定に関して

- (1) 本年度については中立米審を構成した主旨に基いて米価審議会の答申をあくまで尊重し、客観的に公正妥当な米価の決定が行なわれることを切望する。
- (2) 米価審議会は、生産者、消費者等、直接の利害関係者の意見は参考にとどめ、高次の国民経済的視野に立脚し、次の線に沿った自主的かつ責任ある答申をすることを期待する。

第一に、政治加算を絶対に排除し、品質、需給関係、財政負担を中心問題として、経済合理的な算式を採用しなければならない。

第二に、本年度の米価決定においては、総合予算主義の原則を堅持する意味から、生産者米価と消費者米価を同時に決定することが望ましい。

第三に、米価を中心とする財政と物価、賃金と物価の悪循環を極力抑えるためにも、本年度は生産者、消費者米価とも、高々消費者物価上昇率以内にとどめるよう要望する。

同時に全般的な物価政策の見地から、たんに米価の抑制だけでなく、他の物価諸問題に対しても、有効な対策が講ぜられなければならない。

2. 食糧制度に関して

食糧制度にいま直ちに抜本的改正を加えることは諸般の情勢から困難としても、早急に間接統制に移行すべきであり、この際、本年度米価の決定と併わせて、来年度には米価の安定と農業近代化、生産性向上の促進を主眼とする間接統制方式に踏み切ることを明示すべきである。

明年度予算編成に望む

昭和43年 9 月 4 日

社団法人 関西経済同友会

わが国は現在、内外環境の基調が大きく変化するなかで、通貨価値を維持しつつ、新しい長期的発展を図るための基礎条件を早急に整備すべき重要な時機に際会している。われわれはかかる認識のもとに、財政の積極的役割に期待し、特に明年度予算編成に対し、次の諸点を強く要望したい。

1. 明年度予算編成の基本的態度

明年度の予算編成に当っては、①安定成長確保のために、財政の景気調整機能を一段と強化すること、②第二年目にあたる財政硬直化の打開を積極的に推進すること、③新しい時代への適応体制を確立するための重点政策を積極的に展開すること、の三点を基本的態度として打ち出すべきである。

そのためには、明年度こそ英知と勇断をもった政府の強力なリーダーシップの発揮が待望される。

2. 景気抑制型予算の堅持

(1) 予算の規模

海外環境の不安要因を配慮しつつ、国内における景気過熱を防止するため、明年度の財政運営は景気抑制型とし、一般会計予算の規模はせいぜい6兆5千億円を限度とすべきである。これと軌を一にして、財政投融资計画も過度の刺激を回避するため、抑制型を基調として策定すべきである。

(2) 国債発行と減税

景気抑制と財政健全化の観点から、国債依存度を5%程度に引下げることが目標とし、44年度の国債発行額は5千億円を限度に抑えることが望ましい。

税制に関しては、長期税制答申に基づく調整的な所得税減税および政策減税は積極的に進めなければならない。その際、特に直接税偏重の税体系を再検討するとともに、受益者負担の原則をさらに加味することが肝要である。

3. 財政硬直化の打破

明年度は総合予算主義の堅持にとどまらず、一步進んで硬直化の背後にある制度、慣行および非合理的な政治的圧力に思い切ったメスを加えなければならない。

財政硬直化打開の具体的内容として、特に次の諸点を強調したい。

(1) 行政の合理化、簡素化

行政の合理化は、いまや抽象論議でなく計数的に裏付けられた具体的計画を策定し、これを果敢に実行することが何よりも必要である。

(2) 公共投資の総合的斉合性の確保

高密度社会の建設には、国土開発の計画的、効率的推進が基本となるが、そのためには個々の長期計画を各省庁をこえた高次の立場から一元化する必要がある。

(3) 食糧管理制度の改善

米穀管理を間接統制方式へ移行させるとともに、農業構造改善事業を強力に推進するなど、総合農政の確立に努力すべきである。政府は、この点に関する年次計画を早急に策定し、明年度より実施するよう要望する。

(4) 社会保障制度の再検討

わが国社会、経済構造の変化に即応しつつ、年金制度の充実など社会的優先度を勘案した社会保障体系を真剣に検討すべき段階にある。

また、個別問題としても健保などにみられる弥縫策、失業保険の受給対象の非合理性は早急に改善を要する。

(5) 地方交付税交付金の弾力化

当然増経費の主要な項目である地方交付税交付金については、地方財政の効率化と併せて弾力的に考えるべきである。

(6) 補助金の整理

補助金、助成金の整理、合理化については政府の英断をまつのみである。

4. 重点政策の要請

わが国経済社会の長期的発展のために、限られた財源を効率的に活用する意味合いから、施策の重点を次のような項目に絞るべきである。

(1) 万国博に対する優先的予算措置

あますところ 550 余日となった世紀の国家的事業である万国博を成功させるために、同関係事業を含めて優先的な予算措置を強く要請したい。

(2) 自主技術の開発促進

民間企業の開発体制を推進する各種優遇措置と併せて政府による大型プロジェクトの促進など科学技術振興の予算を画期的に拡充すべきである。

(3) 輸出振興措置の強化

貿易立国のわが国にとって、輸出振興こそ、国家繁栄の礎であるとの認識に立ち、輸出振興予算を重点的に拡充することが必要である。

(4) 新しい国づくりの着手

都市化に伴う混乱は、後向きの対策をもってしては、最早收拾のつかない状態となっている。いまこそ全国総合開発計画に基づき、国土全体にわたる整備と開発の具体的計画を設定して、国と地方自治体と協力の上、新しい国土づくりに着手すべきである。

(5) 産業構造の高度化推進

産業構造の高度化は、主として経済界の主体的努力にまつべきものであるが、特に中小企業、流通部門など低生産性部門の体質改善には、国家財政による格段の措置を講ずべきである。

新しい時代への出発

昭和 4 3 年 1 0 月 2 5 日

第 2 6 回関西経済同友会大会決議

I 新しい時代の展開

新しい時代への胎動は、いまや世界の国々にわたり、政治・経済・社会の各方面において脈うっている。わが国もその例外ではなく、これを経済の面でみると、いままでの高度経済成長をささえてきた諸条件が変化しつつあること、国際環境が一層きびしくなりつつあることの二点に現われている。

1. 経済成長条件の変化

- (1) わが国が直面している経済成長条件の変化の一つは、労働力の顕著な不足である。30年代の高度成長の基礎となった豊富な労働力が、すでに若年層や技能労働者において不足し、その趨勢はますます深刻化するとみられる。このような事態は、わが国では有史以来はじめての経験であり、これを克服しなければ将来の発展は望みえない。
- (2) いま一つは、先進国との技術格差の縮小である。これまでわが国産業は、外国からの技術導入によって技術革新を推進しえたのであるが、内外の技術格差の縮小と資本自由化の進展にともない、一方的な技術導入は困難になりつつある。したがって、今後わが国が技術革新を進めるにあたっては、自らの努力によることが必要である。

2. 国際環境の変化

- (1) 昨秋のボンド切下げに端を発する国際通貨の不安は、現行の国際通貨体制のみならず国際経済の内包する矛盾を露呈したもので、世界はいま新しい国際経済秩序を模索しつつある。国際政治・経済はきわめて流動的で、ナショナルな動きとインタナショナルな動きとが交錯し、このようななかで地域統合の進展や貿易保護主義の運動がみられ、わが国をとりまく国際環境はきびしくなるものと覚悟しなければならない。
- (2) 次に、昨年資本自由化の第一歩をふみだしたわが国は、本格的国際化に向って進みつつあるが、その過程で企業は大きな試練に直面している。すなわち、企業にとって国際競争はこれまでの貿易による商品の競争から外国企業との経営総合力の競争へと変化しつつある。
- (3) さらに、開発途上国に対する特惠供与の問題は、国際分業体制の新しい形成を促し、わが国産業構造の変革を迫るものとなろう。そのうえ経済協力や、その他の国際的責務に対する

要請は今後ますます増大しよう。

以上のように、わが国はいまや、従来とは異なった環境と条件のもとに、産業の高度化と資本の充実により、工業化社会にみられる人間疎外の問題を解決して、物心両面で豊かな社会を建設するという新しい目標に向かって出発しなければならない。

II 新しい発展への基本的条件

きびしい国際環境のなかで未経験の条件に対処しながら、新しい発展に移るためには、次の基本的条件を作り上げねばならない。

1. 産業の構造改善

- (1) 30年代のわが国経済は重化学工業化を軸として急速な発展を遂げ、貿易立国の地歩を固めることができた。しかし国際化と国際分業の進展のなかで一層の発展を図るためには、個性的な高度産業構造を築き上げねばならない。それは、従来の素材中心の重化学工業化から進んで、付加価値の高い高加工度産業へ重点を指向することであろう。そのためには、たゆみない技術革新の努力が必要である。しかして技術開発の主体は、いうまでもなく企業であるが、その促進のために、政府の税制・金融措置のほか、企業と大学・研究機関との人材・技術の交流を深めるなど、とくに大型技術の開発については、官民一体の体制を整備する必要がある。
- (2) 産業の構造改善のために、いま一つ重要なことは企業経営における規模経済の追求であり、これをねらいとした産業再編成の推進である。企業の集中・合併や共同投資などは、その有力な手段であるが、それはあくまで企業の自主性と自己責任において進められるべきである。
- (3) とくに中小企業は、今後資本自由化と開発途上国からの追い上げに対抗していかなければならない。したがって、将来の国際分業の方向を見きわめ、自らの発展の道を開拓する必要がある。この意識をもってこそ、中小企業から中堅企業へ発展する道も開け、また大企業との分業体制も確立されよう。このために、高加工度産業への指向や規模経済の追求は中小企業にとって最も重要な課題として実践されねばならない。政府の助成策も中小企業のもつ創造力、転換能力、そして何よりもバイタリティーを発揮させることに重点をおかねばならない。
- (4) われわれは産業の構造改善を実現していくための最も効率的な体制は、有効競争と自己責任の原則が働く自由企業体制であると確信する。これまでのわが国経済の発展も、この体制のもとで達せられたのであるが、それは封鎖経済のもとで政府の保護や補助政策に依存する

ところが少なくなかった。いまや国際化の進展により、このような政策は許されない。したがって、政府の産業政策は、企業活動の環境整備を中心とする間接的誘導政策へ脱皮することが要請されよう。

2. 人的資源の活用

- (1) わが国が直面している人的資源の問題は、単に量的不足に止まらず、急進する技術や社会の進歩と労働力の質とのギャップ、労働意欲や意識の変化などの問題をも含んでいる。さらに将来において、労働人口の高令化現象も現われてくる。これにいかに対処するかは企業にとって最も重要な課題である。
- (2) これとともに、国民経済的観点から労働力の適正配分の問題にも対処しなければならない。これまでの労働力の給源として農業部門の果たした役割は大きいものであったが、今後は農業とともに、流通、サービス部門や公務に過度に吸収されている労働力の活用を重視しなければならない。このためこれら低生産性部門の生産性向上を促進するとともに、各部門の制度の革新が必要である。
- (3) 人間能力の質的向上にとって、教育の充実は何よりも重要である。明治以来の教育の普及が、今日の隆盛の有力な基盤を形成したように、将来の発展も、現在の教育の是非にかかっているといって過言ではない。いまや、戦後20余年を経た現行教育制度の評価と反省に立って、今後の教育のあり方を検討すべきである。新しい時代の教育は、広く国民に社会の進歩に対する適応と創造の能力を付与すると同時に、国際化時代にふさわしい国際感覚と社会連帯意識の育成を目標とすべきものであろう。このため、教育機関の質的充実、技能教育の拡充、社会人の再教育など教育の多様化が図られなければならない。

3. 社会資本の充実

30年代の高度経済成長は、都市化の現象を著しく進展させいわゆる過密過疎問題を生ずるに至った。また所得水準の向上とともに国民の福祉向上への期待はいよいよ増加し、生活基盤としての社会資本への需要は一段と高まっている。社会資本の不足は、生活の向上と経済の発展を阻害する要因となりつつあり、現在ほど社会資本の充実が急がれる時期はない。狭い国土に密度の高い経済社会を建設するためには、長期の構想に立つ国土の高度利用計画が樹立される必要があり、その場合、過密分散の方向を重視すべきである。国土開発における政府の役割は大きいが、広く民間の創意を取り入れたものでなければならない。今後社会資本投資が実行されるにあたっては、政府活動の効率化が何よりも重要である。行財政の硬直化の打破はもとより、地方行政の広域化、コンピューターを駆使した行政技術の革新など早急に着手すべきで

ある。

さらに、社会資本の開発について、民間企業は積極的に参加・協力し、その創意や活力を発揮する必要がある。

Ⅲ 企業経営の革新

産業の高度化と社会資本の充実を軸として、自由と創意と活力にあふれる豊かな社会の建設を目標とする新しい時代への出発にあたって、何よりも政治のあり方、行財政制度はじめ社会の変化に遅れている諸制度、慣行の革新が必要なことはいうまでもないが、その建設の中心的な担い手は民間の企業であると確信する。かかる認識に立って、企業経営者は、新たな飛躍を求めて挑戦を開始しなければならない。

われわれは積極的に市場を世界に求め、激化する国際競争に対処する決意を新たにする必要がある。技術開発への絶えざる努力は、単に生産設備や新製品の開発のみでなく、進展する情報革命に対応する経営管理技術の革新にまで進め、経営総合力の強化を図るものでなくてはならない。さらに、労働力の活用については、学歴や年功序列に偏せず、能力を正しく評価し、進んで労働や生活に対する意識の変化に対処して人事管理の近代化に努め、能力向上と意欲増進のために、企業内教育の充実や職場環境の整備に一層の配慮を払う必要がある。

新しい時代の出発点に立って、われわれに求められるものはより広い視野と深い洞察力をもつての経営意識の革新であり、きびしい環境と条件変化の正しい認識のもとに未来を開く創造的経営の実践にほかならない。

佐藤改造内閣に望む

昭和 43 年 11 月 30 日

社団法人 関西経済同友会

わが国が現在、直面しつつある内外の諸問題は、いずれも新内閣の自主的な姿勢と、果敢な実行力による他に、解決の途はないと考える。

かかる観点からわれわれは、新内閣に期待するところ大であるが、この際、新内閣が早急に取組むべき課題として、特に次の諸点に注意を喚起し、具体策の展開を要望したい。

1. 新内閣が強力な指導性を発揮するためには、まずもって政治の不信を一掃しなければならない。そのためには何よりも清潔な政治が拠りどころとなる。

2. 安保問題を目前に控えた現在、その自動延長の方針を明確にするとともに、これがわが国の防衛並びにアジアの平和のために、最も必要な所以を国民に充分理解さすべきである。

一方アジアに対しては、経済協力を中心とする平和外交の推進を基本とし、そのための効果的な協力を行なう必要がある。

更に経済外交面では、自由化や国際経済協力の推進が、窮極的には国益にも合致するという見地から前向きに取り組むべきである。

3. 物価問題はいまや最大の国民的関心事であり、わが国経済の体質的問題になりつつある。また先進主要国が通貨価値の維持に努めている折から、わが国においても対内、対外の両面から物価問題の解決が焦眉の急務である。諸物価高騰の根因は硬直化した制度、政策にあり、これが打開には勇気と信念をもって当ることが必要である。特に食糧制度の改革、地価対策の確立・実施に意を用いられたく、併せて輸入政策の効率的運用が必要であろう。

4. 昨今の社会問題として、法と秩序軽視の風潮がみられるのは遺憾である。これに対しては法治国家としての毅然たる態度を示してもらいたい。

一方、教育問題、人間疎外の問題等については、物質的繁栄の中に根ざした精神面の貧困、不安を解消し、物心両面にわたる豊かな社会造りのビジョンに立った抜本的政策を樹立されたい。

5. 明年における経済運営の態度としては、国際通貨不安の再燃、米国新大統領登場による経済基

調の転換など海外情勢の大きな変化が予想される中において、これに即応した弾力的な姿勢が必要である。特に影響力の大きい財政については44年度予算の編成、執行とも十分に慎重を期せられたい。それと同時に硬直化した当然増経費が優先し、公共投資にシワ寄せされている財政の現状を打開すべきである。

4 4 年経済に対する見解

昭和 4 4 年 1 月 8 日

社団法人 関西経済同友会

1. 4 4 年経済の位置づけ

昭和 4 4 年は、激しく動揺する国際政治、経済環境に対処しつつ、戦後の急速な経済成長がもたらした各面のひずみを是正し、経済成長と国民生活の向上とが真に調和するよう基礎固めを行なうべき年である。

すでにわが国は、国民総生産において上位先進国と比肩すべき水準に到達し、完全雇用もおおむね達成するなど、戦後の廃墟の上に、世界各国から賞讃されるほどの経済繁栄を築きあげた。

しかしその反面、わが国の経済、社会には多くのひずみと不安が生じており、豊かさのなかの貧困ともいべき現象が目立ち、今後の発展にとって、看過ごすことのできない深刻な問題となってきた。われわれは経済成長の成果と人間の福祉とは両立し得るものと信じるが故にこそ、その調和を新しい課題として取組む責務を痛感する。

一方、国際通貨不安にみられるごとく、世界の政治、経済情勢はきわめて流動的であり、戦後 2 0 数年を経て、一つの転換期を迎えているといえよう。わが国は、海外諸国から有力なパートナーとして、世界平和と国際経済の安定に関し、積極的な参加をいっそう強く求められることは必至である。

このような認識の下に、われわれは本年の日本経済の課題として次の三点を指摘したい。

(1) 豊かな社会の基盤作り

わが国経済は、一昨年来の景気調整を無難に乗り越え、引続き拡大過程を歩んでいる。しかし他面、社会資本の立遅れ、公害、物価の高騰など経済上のひずみの激化、あるいは学生運動における秩序の混乱など、経済成長と国民の生活実感との間に新たなギャップを感じさせるものが少なくない。本年はこれらの諸問題に対して積極的に取り組み、物心両面にわたり豊かな社会へ前進する基盤作りの年と考える。

(2) 国内、国際均衡の維持

本年の日本経済は、一応拡大基調を持続するとみられるが、海外情勢には、ベトナム停戦、米国の新政策、国際通貨問題など予断を許さぬ動きが多い。わが国の経済力を充分発揮するため、経済界、政策当局は海外情勢の変動に弾力的に対処するとともに、国際均衡と国内均衡の

両立にいつそうの努力を傾けねばならない。

(3) 国際化時代への適応

また本年は、資本、貿易のいつそうの自由化、ドル防衛など国際通貨安定への協力、東南アジアに対する援助など、世界経済の拡大と安定に対する責務の実行を、強く要請される年となる。これに備えるためにも、国際競争力をいつそう強化し、海外市場の開拓、資本進出を積極化する道を開き、また、強力な経済外交を展開するなど、国際化時代にふさわしい体質を整えるべきである。

2. 企業経営の課題

われわれは、さきの第26回関西経済同友会大会の宣言「新しい時代への出発」において強調した、物心両面にわたる豊かな社会を建設するための企業経営者の責務を再確認し、以下の諸点を本年の課題とする。

(1) 豊かな社会への貢献

われわれはすでに昭和39年の第22回関西経済同友会大会において、企業の利潤追求は社会の利益と調和するものでなければならぬとする行動原理を明らかにした。

その後の高度の成長は、わが国国土に超高密度の工業化をもたらし、所得水準の向上という成果を得た。反面、工業化の進行に伴う弊害もまた増加し、これについて、社会はより鋭敏な感度をもって、企業経営者に対し慎重な配慮を要求するようになっていく。われわれはこれらの問題を現代における社会的費用と認識し、適正な負担をするべき性質のものとする。さらに進んでは、新全国総合開発計画や日本万国博覧会などにも積極的に参加し、民間企業としての創意と活力を発揮することによって、地域社会に貢献したい。

(2) 総合経営力の強化

われわれは、国際化時代にふさわしい企業として、常に創造性を涵養し、これを基軸として革新的経営を実践すべきである。

とりわけここで重要な課題は、技術開発、販売管理、事務処理など、ともすれば立遅れがちな部門の水準を引上げることである。また、コンピューターの登場によっていまや経営は抜本的改革を迫られようとしている。経営意識を革新し、コンピューターの高度利用、技術、労働力、資金等すべての経営要素を、経営の創造力として、有機的に結合、集中することこそ経営者に課せられた任務である。

(3) 国際的経営感覚の涵養

われわれ経営者は視野を拡大し、広く世界の政治、経済情勢を展望しつつ、需要の趨勢、技術革新の潮流、あるいは外交、防衛問題についても、深い理解と洞察力を持って行動することが求められている。また経営慣行、経営基準は常に、国際化時代に適した尺度に革新してゆくべきである。

3. 政策に対する要望

このような課題を達成するため、本年の政策については以下の諸点を要望する。

(1) 物価諸施策の推進

物価問題については、未だに実効ある具体策が打ち出されていない。最近では、賃金・物価のスパイラル的上昇さえ懸念される状況にあり、国民生活の基盤を揺がすとともに、国際競争力強化に対する大きな脅威となっている。この問題の解決には長期的展望のもとに、粘り強く取組むべきであるが、当面とくに重視される米価政策、地価政策については、各界の意見を総合し早急に施策を実行に移すべきである。

(2) 社会資本の重点的拡大

社会資本投資の立遅れは、過密、過疎、住宅の不足、公害など経済面のみならず、教育など社会面にも放置できない幾多の弊害をもたらしている。

これらを一挙に解消することは至難であろうが、少なくとも問題の緊急度、その解決のための具体的な実行計画を明らかにし、不急不要な支出を排除し、極力財政資金の重点的配分を行なわれたい。また計画の成果と資金投入の効率を国民の前に明示し、その合意と協力を求めるべきであろう。

(3) 財政・金融政策の弾力的運用

財政・金融政策については、通貨価値の安定と経済の拡大をあわせ実現するため、機に臨み弾力的に運用されることを期待する。

新年度予算の編成、執行にあたっては慎重な態度を守り、できるかぎり国債減額と減税とをあわせ実施すべきである。また、財政政策は常に金融政策と密接な連携を保つとともに、総合予算主義を堅持し、P. P. B. S. など新手法の活用に努められたい。

一方、金融政策については、何よりもまず国際収支の均衡と物価の安定を指向して運営すべきであるが、とくに本年は、資本自由化の進展、わが国企業の海外進出に即応した運営を行なうとともに、国際通貨・金融情勢の変化に敏速に対応し得る体制作りを怠ってはならない。

4. 結 び

われわれ経営者はいま新しい時代への出発点に立って、創造的経営の実践を宣言し、旧慣を廃して革新に取り組む決意を固めている。

しかるに、現行の教育、政治、社会等の諸制度・慣行のうちには、わが国の現状に適合せず、ことに、労働力不足や学園紛争などの実状をみると、将来の発展をも制約する因子が少なくない。いまこそわれわれは、政界、学界、労働界などとあい協力して、現存諸制度の創造的改廃を推進し、新たな発展へ飛躍する基盤を整えるべき時と考える。

京阪神都市圏の整備開発

一 特に都市交通対策についての提言 一

昭和 44 年 2 月 19 日

社団法人 関西経済同友会

I ま え が き

1. 都市問題

昭和 30 年代における日本経済の高度成長は、わが国の地域構造にも大きな変革をもたらし、人口および産業は著しく大都市へ集中する結果となった。これら集積の利益を求める大都市への集中に加え、モータリゼーションの急速な進展が、わが国がかって経験したことのない種々の大都市問題を発生させた。

このような大都市への集中傾向に対し、従来の地域政策は、後進地域開発の推進に重点をおくことによって、大都市集中を阻止するとともに地域間格差の是正を図ろうとするものであったが、その施策が現実の経済活動の基本条件に対して十分な配慮を持たなかったこと、さらには過剰な政治的意識によって内容が総花的であったことなどから、所期の成果をあげ得ず、都市集中化傾向は依然として顕著なものがある。一方、大都市自身の施策についても、総合的都市計画の未整備と財政上の逼迫から、諸々の需要の急増に対処することができず、都市問題の解決をますます困難化させている。住宅の不足、交通難の激化、各種公害の発生などのほか、主としてこれらの解決を困難にさせている地価の高騰など、都市問題は複雑多岐にわたって因果し、都市機能の低下を招来している現状である。

2. 都市交通問題

これらの要因のうち最も顕著かつ普遍的にみられるのは交通の面においてであって、道路交通の渋滞、通勤ラッシュの深刻化、交通事故の激増などの問題は、経済活動および市民生活に重大な影響を与えつつあり、このような事態は、これをそのまま放置する場合、今後も予想される人口などの大都市圏への集中傾向の強化とモータリゼーションの一層の進展により、さらに悪化することは必至であり、都市交通の解決は都市問題のなかで最も緊急を要するものと考えられる。

交通は、本来、時間距離を短縮し、位置価値を変動させるという機能を保有し、またそのネットワークが都市の骨格を形成するものであることから、都市整備上の基本的かつ最も有力な

手段となり得るものであって、都市交通対策の確立はこの点からみても現下の緊要課題であるといえよう。

3. 京阪神都市圏

ひるがえって、京阪神都市圏をみると、その秀れた自然および生活環境によって、古来わが国の政治、経済、文化の発祥、培養の地域として発展するとともに、近代においては巨大な都市機能を併せ持つ比類のない条件を具備するに至り、近畿圏および将来の瀬戸内海メガロポリスを中心とする西日本の中枢的役割を演ずる都市圏としての地位を占めているのであるが、当地域の整備開発は今後のわが国総合開発計画の推進に当って重要な役割を担うものである。

しかしながら、京阪神都市圏においても如上の都市問題、就中その都市交通事情は首都圏をしのぐ深刻な事態に直面しており、その緊急な対策が待たれている現状である。

当関西経済同友会は、昨年すでに「近畿圏の整備開発への提言」として、地域開発上の包括的、広域的問題を中心に取上げその対策を提言したが、今回、京阪神都市圏問題のうちその解決のために根幹的意義を有する交通対策に関し、長期的視野にたつものと緊急即効的なものについて次に提言する。

II 長期都市交通対策

現下の都市交通問題は上に述べたように、主として人口の急激な都市圏集中による通勤需要の激増とモータリゼーションの急激な進展に輸送設備が適応できなかったことによって発生したものである。

交通需要の急増に対し施設整備が遅れている理由としては、地価の高騰による用地の取得難、整備資金の不足、公共料金としての運賃制度の問題のほか、道路と鉄道のように施設計画の主体が異なっているため、交通機関の機能分担に関し明確な方針がないこと、またこのため投資順位の優劣比較が行なわれていないことなどが挙げられる。そのほか、たとえば道路と鉄道の建設資金の調達源の差異にみられるように各種交通機関の間の競争条件が均衡をえていないこと、また行政区域による交通網整備の制約なども挙げられる。

以上の諸点から、次の長期的対策を提唱したい。

1. 施設計画について

(1) 通路の立体的重層化

土地価格の高騰を中心とする用地の取得難および土地の効率的利用などの点から、大都市では、各種交通機関の通路を重層的に建設すべきである。なお、そのためには将来の沿線建

築物の様式もこれに適応させることを考慮すべきであろう。

(2) 通過交通の回避

現状では、都市内道路において、通過交通がかなり混合し混雑を加重しているので、周辺環状道路を早急に建設して通過交通をこれに転移せしめ、都市内道路としての機能の純化を図るべきである。

(3) 都市高速道路と街路との調和

主として都市交通の円滑化のため建設されるべき都市高速道路の配置およびその出入口は、経由地域の性格に応じ、かつこれと結ばれる街路の容量と適合するよう慎重に計画されるべきであり、高速道路と街路とは有機的に組み合わせて整備されるべきである。

(4) 都市周辺駐車場の建設

最近におけるモータリゼーションの状況よりみて、今後その進展の速度に対応した都市内道路の整備を行なうことには、多大の障害が予想される。従って市内交通は政策的誘導によって可能な限り大量輸送機関によるよう措置をとる必要があり、このため都市外周部の高速鉄道駅その他主要交通路線結節地点に大規模な駐車場を建設し、パーク・アンド・ライド方式の推進を図るべきである。

(5) 都心部におけるタクシーベイの設置

都心区域の混雑度の大きい街路においては、タクシーの流しをできるだけ抑制するため、利用者に不便を与えない適当な間隔でタクシーベイの設置を積極的に進めるべきである。このため、たとえば河川敷や高架下などの公共用地の利用のほか、広い歩道のカットなどの措置を考慮すべきであろう。

2. 施設整備対策について

(1) 都市交通計画の一元化

交通網の整備においては、限られた土地、資金等の効率的利用を重視して交通施設計画を樹てるべきであり、その際、交通施設別、機関別の機能分担を明確にする必要がある。このため、全交通施設を網羅し、経済効果や開発効果の比較検討を経た上で、投資順位をも含めた一元的な計画を樹立すべきであり、用地の取得難と建設費の割高に悩む大都市交通において特にこの必要が感じられる。そのためには、日本全体として、また地方的にも一元的交通計画を樹立する、官民の能力を総合した組織体の設置が望まれる。

(2) 都市交通施設のための資金調達および建設の一元化

計画を一元化するとともに、その計画に基づく整備資金の調達および投資順位に従った建

設を一元的に行ない、かつ従来よりも低利、長期の資金が調達できるような組織体の設置が望まれる。その場合、民間の企業意欲を毀損しないよう十分な配慮が必要であることは言うまでもない。

(3) 受益者、原因者負担制度の強化

都市交通施設の整備には多額の資金を要するが、旧来の調達方法だけでは施設の整備、ひいては都市機能の向上を図ることは困難であるので、今後は受益者負担、原因者負担などの原則を強化した資金調達方法を検討すべきである。たとえば、都市内に乗入れる自動車から入市車両賦課金を、また、市域外から通勤する従業員を雇用している事業者から入市雇用賦課金を徴収する等の具体化を考慮すべき時期に達していると考えられる。これらの方法は、都市交通施設整備資金の調達という目的をもつほか、前者は都市における自動車交通量の抑制、後者は都心立地不適事業の分散などの効果も期待できるものであり、都市利用の効率化のための有効な方法であると考えられる。

(4) 都市交通施設整備のための土地政策の推進

大都市では地価の高騰や立退き問題などの土地問題が、交通施設整備の最大の阻害要因となっている。都市交通施設整備の重要性に鑑み、公益優先の理念に立って、再開発事業と関連させながら、土地収用法の強化等、用地取得に関する法的措置の改善を強力に進めるべきである。

Ⅲ 緊急都市交通対策

以上述べた大都市交通施策の多くのものは、その施設整備に相当の期間と莫大な資金を要するものであり、大都市交通の現状は、これら施策の実施と平行して、緊急な対策がとられることを要求している。そのための即効性ある対策として次の諸施策を提案する。

1. 一方通行、右折禁止、駐車禁止の徹底

現存施設のままで交通の流動を円滑にする最も即効的な対策は、特に交通量の多い主要道路を隣接路線との組合せによってすべて一方通行とし、右折を全面的に禁止し、かつ指定道路上の駐車を厳重に規制することである。

右折の全面的禁止の実行には迂回経路の指定と指定道路における一方通行および駐車禁止が同時に行なわれるべきであり、この迂回経路の選定は予想通行車輛数と経路に面する両側の建造物の性格を慎重に考慮して行なわなければ、その街路に面した区域の都市活動を著しく損うことを充分考慮すべきことはいうまでもない。また、右折の全面的禁止が困難とみられ従来も

例外的措置をとられてきた公共バスも、系統変更を行なうことによってこれに協力すべきである。

さらに、道路率のはるかに大きい先進諸外国に比べ、却って不徹底の感があった指定区域または指定道路における駐車禁止も厳重に行なわれるべきである。

なお、都心部のきびしい交通規制が都市周辺部にしわよせられる可能性からみて、関連する周辺区域への影響をも計算に入れた上で、必要ならば規制区域を周辺区域にまで拡大して規制するべきであろう。

2. 公共用バス専用車線および優先車線の指定

容量限界に近い道路の有効利用のためには、交通者1人当り道路占拠率の小さいバスを優先させるべきことは自明の理である。

そのためには、車線の多い幹線道路では、公共用バス専用車線を指定し、乗用車のバス・ストップ区域内停車を禁止するのは勿論、区域外においても停車は乗降の場合に限定すべきである。道路幅員の狭い区域においては、一方通行の実施可能な街路では一車線をバス優先路線とし、また、一方通行を実施できない街路では、一定時間帯に限り原則として乗用車の通行を禁止すべきである。

3. 都市高速道路のゲートの全面使用または増設

東京や阪神における都市高速道路は、ここで改めて説くまでもなくその都市機能の改善向上に寄与しているが、一つの隘路はゲート数の少ないことと現存ゲートが常時全面的に使用されていないことにあるので、この点を速やかに改良すべきである。

4. 企業間相互乗入の促進

鉄道、バス等の企業間相互乗入方式は、施設の有効利用、旅客の利便の増大等を図る上に極めて適切な方策であり、強力に推進されるべきである。企業間の競争関係や行政区画に妨げられて、この実行が遅滞している現状は早急に改められなければならない。

5. 時差乗車の強化と時間帯別運賃制度の採用

時差通勤、通学のラッシュ緩和効果は、マストランスポーテーションにおけると個別的交通におけるとを問わず明らかであり、今後も可能な限りこれを強化する必要がある。同時に、プライスメカニズムの導入、すなわち運賃面および高速道路料金面における特定時間帯特別料率の採用により、一定時間帯への交通の集中を分散する方策を検討すべきである。

6. 歩道橋の架設と歩車道の分離および車の全面排除

都心区域における道路の立体交差化の困難さに鑑み、必要な個所には歩道橋を架設し、同時

にガードレールによって境界づけられた歩道と車道との分離を一般化すべきである。

また、必ずしも車の使用を必要としない買物や娯楽を主とする区域では、いわゆるベデストリアンアイランドの構想を生かして、商品の集配のための早朝夜間を除き、一切の車を排除することが快適な環境を作り出す最良の方策であると考えられる。

7. 交通事故防止対策の強化

前項の歩道橋の架設や歩道と車道の分離は、交通の流動化を助長するとともに、交通事故防止の大切な手段の一つである。

一般に、都市交通対策は圈内交通の混雑緩和それ自体が目標ではなくて、これによって都市機能のまひを防ぎ、都市活動を促進させることが究極の目的である。都市活動とは都市の住民の経済的、社会的生活の内容をなすものであり、従って市民の生活の安全性の保証なくしては都市機能は成立し得ない。ここで最後に取上げる交通事故防止対策が都市交通対策の最も重要なものの一つである所以である。

現在、わが国では、統計の示すところによれば自動車は1分間に1人の死傷者を作り出していることになり、この確率からすれば今後一世帯に必ず1人の死傷者を出すと言われている。航空、鉄道等の交通機関は人、施設両面から事故防止に懸命の努力を払っているが、激増する道路交通事故に対しては何ら抜本的対策がたてられていない。勿論、自動車数の急増に対する施設面の遅れ、さらには運転者および歩行者の交通モラルや慣行の未習熟などの諸事情から、解決が困難な問題が多いが、人命尊重の精神にたてば当然採用されるべき対策がなされていないことを痛感する。

このため、各道路の制限速度に応じた自動車速度制限装置の装着を義務づけるほか、速度表示ランプ、タコグラフ、自動速度制御装置等の装備を検討すべきである。また、衝突事故の被害を緩和するため、バンパーの改良などのような被害緩和装置を研究し、装備を義務づける必要がある。

さらに、現行の法規は人命に対する評価において社会常識との整合を欠く点がみられるので、事故に関する罰則の強化をはかる一方、強制加入保険による保険金額を欧米先進国程度に引上げるべきである。また、歩行者の道路通行規則の遵守について、強力に教育、訓練を行なうことが大切である。

IV む す び

われわれは、京阪神都市圏における都市機能の純化向上が、当地区の指向するわが国経済、文

化の中心たるための最善の方策であると確信し、そのための喫緊策として現下の都市交通問題に対する提言を行なうこととした。

われわれがここで行なった提言のうち、最後の緊急対策は、すべて関係者が真剣に問題を解決する意欲をもつならば、直ちに実施に移し即効をあげ得るものである。

勿論、都市交通対策の根本的な解決は、緊急対策の実施と同時に着手されるべき長期計画の実現に俟たなければならないが、特記すべきは、この究極的な解決は、他の諸々の都市対策の一環としてその中に組み入れられて初めて実現が可能になるということである。交通対策だけで都市問題が解決されないことは自明であり、むしろ、交通対策の手段的意義の認識の不足が従来の合理的な交通対策の確立を妨げていたとさえいえる。この基本的認識の上に立って、公共の利益優先の原則を自覚し、現状の狭い行政区画に制約されることなく、現実に京阪神都市圏を構成している全地域の各層の市民および各種の組織体の協力によるのでなければ、本問題の解決は期待し得ないであろう。

以上において、われわれは京阪神都市圏の整備開発のため、特に緊急を要すると思われる都市交通対策についての提言を行なったが、これらの方策が当事者の勇断と協力によって実施され、京阪神都市圏が名実ともにわが国の中核として発展することを切に要望するものである。

当面の教育問題についての提言

— 大学問題を中心として —

昭和 44 年 3 月 1 日

社団法人 関西経済同友会

1. 教育に関する基本的考え方

教育は、常に次の時代を担うべき人材の養成にその目的がある。明治百年といわれる今日のわが国の繁栄も、明治政府以来教育を国策の柱として重視し、その振興に力を注いできたことの結実といえよう。いまやわが国は、欧米先進諸国と肩を並べ、国際的開放体制の中で、独自の社会を建設する時代に入ろうとしている。かかる時代を担う人材としてわれわれが真に求めるものは、自己の能力の可能性を生涯にわたって追求し、これを発揮し得る創造的人間である。

しかるに、現在の学歴偏重の風潮は、ただ単に大学卒業を目的とし、教育本来の目的を離れること大なるものがある。わが国の官界、産業界において幹部あるいは管理職要員として「大学卒業生」を採用してきた慣行は、世間一般には学歴偏重主義として理解せられ、大学を卒業することが現代社会の最も安易な処世の道と考えられてきた。かかる風潮は、戦後の急速な経済発展と共に伴う国民生活の向上と相まって大学進学希望者を年々膨脹せしめるに至った。

この大学進学者の膨大化に対し、戦後大学の新設や定員増が教官及び施設の充実を伴わずして行なわれ、一方、時代の進展に応ずべき制度の改革もなされぬまま今日に及んでいる現状である。最近における大学問題の第一の発火点もここにあるといえよう。

もちろん、われわれ産業界にも反省すべき点はある。現に学歴偏重主義から実力主義への転換が着実に進行しているとはいえ、猶一部に残滓なしとは云い難く、これを排除することは勿論のこと、さらに産業界における実力主義への転換の実態を広く世に徹底せしめる努力を続けなければならない。

社会で真に求めているものは、単なる大学出というレッテルではなく、創造的人間であり、それを育成するためには、学歴偏重主義からの脱却にとどまらず、進んで現在の固定化した六、三、三、四制度の反省、教育機関の多様化をはかり、進学についても能力に応じて弾力性をもたせるなど、新しい考え方を導入すべきである。

同時に、自己責任に徹した人格形成を目ざして、家庭、学校、社会の生涯を通じ知育、徳育、体育の均衡ある教育を行なうことが必要である。就中、戦後における家族制度の崩壊が、家庭教

育の喪失をもたらしていることに鑑み、われわれは家庭のしつけ教育の重要性をあらためて世に喚起したい。

また、現在の社会一般における権利意識の過剰と義務責任感の欠如は、戦後の民主主義教育における安易さにその一半の原因があるが、同時に、社会を構成する各界各層にもその責任がある。この問題は、広く政治、行政の問題であるが、産業界としても反省すべき余地があることを自覚し、経済合理性の追求にも節度を守る態度が必要である。なおまた、卒業生の採用にあたり、産業界の青田刈りともいわれる求人競争は教育に悪影響を及ぼしている事実を鑑み、極力自粛せらるべき問題であることを指摘したい。

われわれは、以上のような現状認識と、将来の教育についての基本的考え方及びわれわれ産業界の責任を十分自覚した上で、現在の大学問題に関し次のように提言するものである。

2. 大学当局に対する提言

(1) 大学の教育内容及び方法について

大学は現在大衆化、大型化しているにもかかわらず、旧態依然たる研究センターの教育方法がとられており、学生の不満を助長する一因ともなっている。大衆化、大型化時代に即した新しい教育方法を開発するとともに、その内容においても時代の要請に即応し得るよう、大学の特性に応じ、個性あるものに改革すべきである。また、大学運営についても教養課程については特に批判が強く、その魅力喪失が学生の勉学への情熱を奪っているとまでいわれている現状に鑑み、これが内容及び方法の改革は焦眉の急であろう。

(2) 大学の管理体制について

現在の大学は学部、学科が細分化される傾向にあるとともに、一方では大学の自治は学部の自治といわれるごとく、学部の自主権が強い。その結果、全学的な問題に対して敏速、適切な方策がとれず、問題を複雑にしている点が少なくない。これが大学のマンモス化と相まって、大学の管理運営者に能力の限界を感じさせる段階にきている。かかる実状に鑑み、大学の円滑な管理運営を期するためには、各大学において組織と機構の整備に努め、自らの適応体制を整えると同時に、この際あまりにもマンモス化した大学の適正規模についても十分反省しなければならない。

なお、最近における大学紛争について付言するならば、大学の自治運営に関して教官と学生との間に相互信頼の立場に立った話し合いが行なわれることは必要かつ望ましいことである。しかしながら、大学がいやしくも教育の場である以上、そこには自治といえども教育する者と

される者との間に、明確な一線がなければならず、また、大学の中にも教育機関である学部や研究所、さらには医局など機能の異なった機関があることを十分に認識し、夫々の機能に応じた自治の範囲、方法等について慎重な検討が望まれる。

(3) 大学人事について

大学人事はきわめて封鎖的、封建的であるといわれ、その主因は現在の講座制にあるといわれている。講座制は大学人事を硬直化するとともに、他面、学問研究についてもむしろこれを拘束阻害する懸念が強い。大学人事の硬直化を打破し、清新な空気を注入することが望ましい。

さらにまた、技術進歩の速い現代社会の要請に応ずるためには、大学相互間の人事交流はいうまでもなく、学会の枠を越えた交流も活発に行なうべきである。これと関連して教授の地位身分が停年まで保障されていることは一考を要すべき問題である。

(4) 入試の改善と進級、卒業の厳正化

思考力の発達にとって重要な時期にある青少年期に、自分の頭で物事を考えることをおろそかにしてまで単なる詰めこみ教育をしなければならないような現在の入試方式は問題であろう。速かに改善すべきである。また、現在の大学における進級、卒業のシステムには大きな欠陥があると思われるので、単位取得の認定基準を適正にし、卒業者の学力低下を極力防ぐ道を講ずべきである。

3. 文部行政に対する提言

(1) 大学教育の画一性の打破

戦後の学制改革により多数の大学が誕生したが、それらはいずれも総合大学を目ざし、個性ある大学は数少ない。一方、社会は複雑化するに従ってその求める人材も多種多様になっている。従って、今後の大学は、学校教育法に定められる大学、短大、高等専門学校等の枠をこえて、その教育内容はもとより、修業年限、入学資格などについても、個性ある学校が存在し、特徴ある人材が輩出することが望ましい。

(2) 教育者の待遇改善

教育者の経済的地位は、相対的に低下したといわれるが、これが教育界に優秀な人材が流入しない大きな原因と思われる。教育者の待遇改善を図ることによって、教育者の質的向上を目ざすとともに、教育者が本来の崇高なる教育意識に徹し、教育及び学問研究に専念できるよう配慮すべきである。

(3) 私学の助成

わが国の大学教育においては、私学が大きな比重を占めており、大学制度の発展のためには私学の健全な発展が緊要である。しかるにこれまでの国による私学助成には見るべきものがなく、国公立と私学との学生の負担格差は増大し、私学の健全な発展のネックとなっている。諸外国と比較してもこの格差はかなり大きなものがある。今後この負担格差を逐次縮小するための施策が是非必要である。

4 暴力行為に対する見解

最近、数多くの大学において紛争が生じており、大学本来の使命である教育が放棄された状態にあることは、まことに寒心にたえない。

大学紛争の根源をたずねてみると、その発端において種々の要因が相錯綜し決して単純なものではなく、しかもその拡大過程においては一部過激学生に乘じられている面が多分にあり、学の内外における幾多の暴力行為を伴ないながら、政治問題としての様相を呈してきたことは否定できない。

大学紛争の拡大過程における暴力行為は、その理由の如何を問わず、学問の府としての大学の存立基盤をおびやかすものであるから、われわれは断じてこれを容認することはできない。大学当局及び政府は、毅然たる態度をもってこれらの暴力を排除することを切望するものである。

5. む す び

今日の大学紛争の起因となった種々の問題についてみても、以上のごとく社会の進展に適応することなく、旧態依然たるままに放置されてきた大学制度、さらには現在の教育制度全般にわたる欠陥、あるいは戦後醸成されてきた国民一般の精神的荒廃並びに経済の高度成長のかけにかくされた人間疎外感などの社会的背景等そのいずれも問題は広範かつ深刻であって、その解決は必ずしも容易ではない。しかし、教育の目的が「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成」にあるとする教育基本法に鑑み、大学紛争の因ってきたところを直視し、国民各層がそれぞれの場において、新しい時代に適応する教育の確立に努力することが今や焦眉の急であることを強く訴えたい。

企業経営におけるMISの推進に関する提言

昭和44年3月10日

社団法人 関西経済同友会

I ま え が き

人間の歴史は技術革新の歴史である。

今からおよそ200年前の1735年にジョン・ワイアットが紡績機械を発明し、加えるに、1784年にジェイムズ・ワットが蒸気機関を発明したことによって第1次産業革命の幕が切つて落されて以来、逐次人間の肉体労働が機械に代替されてゆき、それまでの農業社会から工業社会への飛躍的な発展をとげて、今日みるようなオートメーション化の進んだ機械文明を招来したのである。

しかし、現在においては、さらに、1941年にコンラッド・ツューゼが発明した電子計算機が発達して人間の頭脳労働にとって代ろうという第2次産業革命が進行しており、工業社会という豊かな物質文明の上に情報社会という精神文明を開花させようとしている。

それはまたコンピューター革命とも呼ばれ、来るべき情報爆発といわれる事態に対して極小時間で対処する世界でもある。

このように、電子計算機は、政治・経済・産業・交通・教育等あらゆる分野に浸透し、現代社会を大きく変貌させようとしている。

しかも、今後20年から30年先の、すなわち、20世紀末の経済の発展は、電子計算機を中心とした情報産業と宇宙・海洋・原子力に関する新しい産業が技術的に開発され普遍化してゆくことにかかっている。

そのような高度な産業社会に、企業が対処してゆく上で最も大切なことは技術開発をいかに早期に企業化してゆくかということであり、要はその能力にある。

このような技術開発力と技術力において今日最も先進的な国は、いうまでもなくアメリカであり、ヨーロッパ諸国はアメリカの後塵を拝しているといえる。

日本においても、将来、産業の中心となる新しい産業は現在着手しつつあるとはいえ、まだ未発達であって、その多くはアメリカに依存する立場にあるのが現状である。

日本は、アメリカ、カナダ、スウェーデンと共に、他の諸国に先がけて超工業化社会に達するであろうという識者もあるが、それも技術開発力と技術力の立ち遅れがいかに早期に克服できて

アメリカと競争的な立場に立つことができるかということにかかっている。

現在、われわれがMIS (Management Information System) を推進するに当っては、このような未来社会に対する歴史的展望とそれに至る最も合理的な戦略を明らかにしなければならない。

II 施 策

日本とアメリカとの間にある電子計算機と通信回線に関するコンピューター・ギャップは極めて大きく、これを克服する戦略としては、次の二点が考えられる。すなわち

- ① アメリカにおけるコンピューターリゼーションの技術および利用方法を全面的に積極的に導入するという戦略と、
- ② 将来の技術開発の独立性を維持するため、電子計算機の自主的な開発に全面的な努力を傾注し、国産技術の積極的な伸長を図る戦略とである。

前者によれば、日本は第2次産業革命の進展に即応できるけれども、常にアメリカの資本と技術に依存する立場に置かれることになり、ひいては日本経済の将来の健全な発展に支障をきたす結果ともなりかねない。

従って、国の自主性を維持してゆくためには、後者をとらざるをえないのであるが、何時日本の国産技術がアメリカの資本と技術に対して競争的な立場に立つことができるようになるかが問題である。よって今後望まれる施策としては次のようなものが考えられる。

(1) 研究開発投資の重点的投入

まず、研究開発費であるが、日本では、昭和45年度を完成目標年度として、総額112億円の研究開発費をかけて超高性能電子計算機を開発しつつあるが、それに民間企業の研究開発費を加えても、IBMが360シリーズに投下した研究費1兆8,000億円と比較すれば、その格差は明らかであり、さらに、IBMのハードウェア対ソフトウェアの研究投資の割合が1対3となっており、研究投資の重点がソフトウェアに置かれているが、日本の場合、未だハードウェア中心であって、この面でも立ち遅れている。しかしながら日本人はその教育水準が高く、いわゆる頭脳的な研究分野においてすぐれた素質を有している。ソフトウェアの研究開発というような分野は極めて日本人に適合したものと考えられるので、今後この潜在能力を充分発揮させるよう適切な方策の確立が望ましい。

したがって電子計算機に関する研究開発に対する民間企業の一層の努力はもとより、政府による強力な研究開発投資の重点的投入が必要である。

(2) 国家によるコンピューター利用の促進

次に需要面であるが、アメリカでは電子計算機の全需要のうち相当数が政府の軍事・宇宙開発にともなう需要によって占められているために余裕をもって、研究開発ができる態勢にある点に鑑みて、日本においても政府および地方公共団体が行政機構の能率化を推進するために、国産電子計算機のユーザーとしてその需要を高める役割をも発揮することが望まれる。

(3) オンライン・リアルタイム・システム開発促進と通信回線の効率的利用

第3にオンライン・リアルタイム・システムの開発であるが、アメリカにおいては連邦通信委員会(FCC)がコンピューター・ユーティリティのための情報サービス産業について、政府規制か自由競争かという問題を論議しており、その秩序づくりが急がれているが、その目的を明確に情報産業の発展の促進と公衆の利益の増進とにおいて進めている。

わが国においても、受益者である国民の立場と企業の発展を中心としたコンピューター・ユーティリティを指向し、将来の情報革命に立ち遅れないために、電気通信関係法規のあり方が検討されなければならない。

すなわち、企業間のデータ通信が本格的に盛んとなる趨勢から、データ伝送の将来に対する確実な見通しと、これにもとづく明確な方針の確立が必要であって、国家的資産である電波および通信回線の最も自由で効率的な活用により過重な伝送コストとならないような方策を立て、加うるに機密保持や雑音防止などの技術的問題を解決することにより、わが国将来のコンピューターリゼーションに悔を残さないように慎重に配慮することが必要である。

(4) コンピューター技術教育の強化

第4にアメリカでは、情報処理に関する技術教育が幼児から大学生にいたって真剣にとり入れられており、高等教育を受ける学生がすべて電子計算機を扱えることを目標とする電子計算機教育の拡充が考えられているのに対し、日本では、先に日本情報処理開発センターが出来たが、さらに、青少年の一般教育や、高校、大学における教育にコンピューター教育を導入するなど、抜本的な施策を強化するとともに、システム・エンジニア、プログラマーなどの専門技術者の育成を図らなければならない。

なお、現在各大学において個別に電子計算機の研究開発が行われているが、その方針については必ずしも統一されているとは考えられない。

大学における研究開発についてはこれを総合的に調整し、計画的かつ効率的に行えるよう配慮すべきである。

(5) データ処理規格の標準化

第5に、データ処理規格の標準化については、アメリカでは合衆国規格協会（U S A S I）を中心に標準化を図りつつあり、国際標準機構（I S O）においても標準の国際化に努力している。

これに対して日本では電子計算機用語・プログラミング用語の一部において日本工業規格が制定されているにすぎない実情であるが、技術の進歩と併行して標準化を進める必要がある。

また将来の情報社会において情報の適確かつ迅速な処理のために、情報検索の基礎となるデータの分類規格についても標準化を促進すべきである。

(5) 電子計算機会計に伴う法令の整備

今日では、企業における決算処理その他の企業会計処理が、電子計算機によって処理されようとしており、会計記録が電子計算機の記憶に置き換えられてゆく趨勢にある。

したがって磁気テープ、磁気ドラム、磁気デスク、磁気カード等の中間媒体物で一定の条件を具備したものについては税法上および商法上の帳簿記録として認めるよう早急に検討を加え、電子計算機利用が法令面から阻害されることのないよう配慮する必要がある。

III 企業および政府における M I S の進め方について

資本自由化の進展にともない、企業間の競争は国際的な規模にまで拡大されて益々激烈なものとなりつつあり、加うるに企業規模の巨大化に対処して、総合的な正確で迅速な経営計画と意思決定が必要となってくるが、この要請に応えるのが電子計算機である。しかもその技術的進歩にともない経営の期間も従来の年度単位のものから日単位のものに著しく短縮されるであろう。

このような経営の質の向上を図るとともに、労働力不足にともなう人件費の増嵩傾向を軽減するためにも電子計算機を積極的に採用する必要がある。

しかるに、日本における電子計算機開発速度が現状程度のものであれば日本とアメリカとの間にあるコンピューター・ギャップを縮小することは不可能に近く、日本とアメリカとのマネジメント・ギャップも益々拡大してゆくものと考えられる。

既存産業における日本とアメリカとの間のテクノロジカル・ギャップについては、日本の企業は技術導入によってかなり縮小してきたが、アメリカの企業の今後の進歩は電子計算機を利用した総合的な高度な経営革新によって行われることに鑑み、日本の企業も電子計算機を十二分に活用するためには、その自己開発を待つてはおれない面があり、大型電子計算機については現状におけるテクノロジカル・ギャップを考慮して、必要に応じて技術導入をはかるとともに、中・小型機についてはテクノロジカル・ギャップがほとんど認められないので、極力国産機を活用する

方策が望ましい。

1,967年6月末現在における、わが国の電子計算機の普及度は設置台数でみる限り、2,700セットとアメリカ、西ドイツについて第3位にある。しかしながらMISの概念、システム・デザインにおいて試行錯誤の段階にあるのに対し、アメリカではオペレーショナルな段階から企業情報システムを発展させ、トップ・ダウンによって計画的に総合化される方向で推進されており、いわゆる日米間のMISギャップとはこの面にある。

わが国においては、電子計算機の利用がオペレーショナルな段階ですら充分に行なわれていないのが現実であるので、企業経営者は、このようなMISギャップの実態を直視して、まず事務の機械化を徹底的に推進してその組織と経験を土台として、その上にMISを総合的に形成することが必要である。

このようにして、今後大規模化、多様化する企業経営にとって自らが必要とする意思決定上のデータは何であるか、これに対応する電子計算機のアプリケーションをいかに進めてゆくかについて自らリーダーシップをとり、自らの責任において途を開く行動を起す必要がある。

しかも、なおアメリカの事情を見ると政府が公共放送法により、偉大な知識網の建設にとりかかったように、情報産業の育成は私企業のみで解決することは困難である。

以上縷々述べたところでも解るように、わが国においては、特に政府のこの方面での積極的な助成策が必要であり、情報産業の育成についての総合的な対策を政府と民間とが協力して早急に樹立し、実行に移されるべき時機であると考ええる。

